

要望事項

政府税制改正大綱の結果

()内は大綱の該当ページ

「重点要望事項」

1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

(1) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の抜本的見直し

○抜本的見直しは見送り
 ・国及び地方の財政事情が非常に厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、軽油引取税について当分の間税率は現在の水準を維持することとされた。(P12)
 ・農業用・船舶用等については、平成27年3月まで課税免除が3年延長となった。(P62～63)

(2) 自動車取得税の廃止

○抜本的見直しは見送り(別表1～4を参照)
 ・「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うことなどにより、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化を図った上で、平成27年3月まで3年延長するとされた。(P10,P54～58)
 ・衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両総重量が8tを超えるトラック(トラクタ及びトレーラーを除く。以下同じ)及び車両総重量が13tを超えるトラクタ(「エコカー減税」対象車を除く)を、平成24年4月1日から平成27年3月31日(車両総重量が22tを超えるトラック及び車両総重量が13tを超えるトラクタについては平成26年10月31日)までの間に新車登録する場合、自動車取得税の取得価額から350万円控除される。(P59)
 ・自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、今後見直しを行うとされた。(P76)
 ・12月20日閣議決定された第4次補正予算案において、環境対応車の導入を促進するため、環境性能に優れた自動車を購入する自動車運送事業者等に対し、購入費用の一部を補助する「エコカー補助金」が盛り込まれた。(予算額:事業用自動車分で219億円)

(3) 自動車重量税の廃止

○抜本的見直しは見送り、一部軽減を実施(別表1～3を参照)
 ・平成27年度燃費基準等を満たしている自動車には、本則税率(営業用トラック:車両総重量1tごと2,500円)を適用するとともに、それ以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13年超の自動車を除き引き下げ(旧暫定税率上乘せ分のうち国分)を行う。(営業用トラック:車両総重量1tごと年2,700円→2,600円)(P10,P50～54)
 ・「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、平成27年4月まで3年延長するとされた。(P10,P50～54)
 ・衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両総重量が8tを超えるトラック(トラクタ及びトレーラーを除く。以下同じ)及び車両総重量が13tを超えるトラクタ(「エコカー減税」対象車を除く)を、平成24年5月1日から平成27年4月30日(車両総重量が22tを超えるトラック及び車両総重量が13tを超えるトラクタについては平成26年10月31日)までの間に新車登録する場合、自動車重量税の税率が50%軽減される。(P54)
 ・自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、今後見直しを行うとされた。(P76)

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ()内は大綱の該当ページ
「重点要望事項」	
(4) ガソリン税と消費税のタックスオンタックスの解消	—
2. 高速道路料金の半額化等の引下げ及び営業車特別割引の創設もしくは大口多頻度割引の深堀り	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度第三次補正予算案が11月21日に成立し、東北地方の高速道路において被災者、観光、および避難者支援の目的で無料開放が実施されることとなった。(予算額:250億円)※ ・国交省主催の「今後の高速道路のあり方検討有識者委員会」における中間とりまとめにおいて、当面の高速道路料金割引については、現在の割引内容と効果を検証・整理し、利便増進事業にかかる割引財源が無くなる3年後に料金割引を継続するならば、様々な工夫が必要とされた。なお、本四高速の料金については、陸上部においては全国と共通の料金水準、海峡部も他区間と大きな料金差が生じない料金水準を目指すべきであるとされた。
3. 環境税等新たな税負担となる新税創設反対	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策のための税として、石油石炭税に「地球温暖化のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せすることとなり、軽油・ガソリン等の石油製品については1klあたり760円上乗せし2800円となった。(P11,P59～60) ・経過措置として税率を段階的に引き上げることとされた。(P60)(別表5を参照) H24.9.30まで2,040円/kl H24.10.1から2,290円/kl H26.4.1から2,540円/kl H28.4.1から2,800円/kl ・併せて、物流・交通の省エネ化のための方策に対し支援策を実施するとされた。(P11) ・本税は、平成23年度税制大綱に盛り込まれ、その後国会審議により実施を見送られたもの。
4. 中小企業の法人税率の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ○要望内容認められる(別表6を参照) ・平成23年度税制改正法案が11月30日に成立し、平成24年4月以後開始事業年度より法人税の基本税率を30%から25.5%に、中小軽減税率を18%から15%に引き下げられることとなった。一方で、復興財源確保法も同時に成立し、法人税額に対し10%の付加税が創設されることとなったため、実質的な基本税率は28.05%、中小軽減税率は16.5%となる。※
5. 中小企業投資促進税制の恒久化	<ul style="list-style-type: none"> ○要望内容認められる ・トラック等の対象内容はそのまま、適用期限は平成26年3月まで2年延長された。(P8,P43) ・対象設備は車両総重量3.5トン以上の貨物自動車、機械・装置(1台160万円以上)、電子計算機・デジタル複合機(複数台計120万円以上)等。なお、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行うとされた。 ・措置内容は、現行どおり特別償却30%又は税額控除7%(税額控除は資本金3千万円以下に限る)。

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ()内は大綱の該当ページ
「一般要望事項」	
1. ディーゼル車排ガス対策優遇措置	
(1) 軽油混合のBDF (バイオディーゼル燃料) の非課税措置	—
(2) NO _x ・PM低減装置装着車に対するグリーン税制における自動車税重課の適用除外	—
2. その他の自動車関係諸税の軽減	
(1) トラック用冷凍冷蔵装置の燃料に係る軽油について軽油引取税の課税免除	—
(2) 被けん引車の自動車税の軽減	—
3. 事業基盤強化税制	
(1) 中小企業後継者の円滑な事業承継を支援するための特例措置 (相続税率の引下げ、相続税の基礎控除枠の拡充、相続税納税猶予特例の拡充等) の強化	<p>・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行うとされた。(P73～74)</p>
(2) 税制上における中小企業の範囲を資本金3億円まで拡大	—

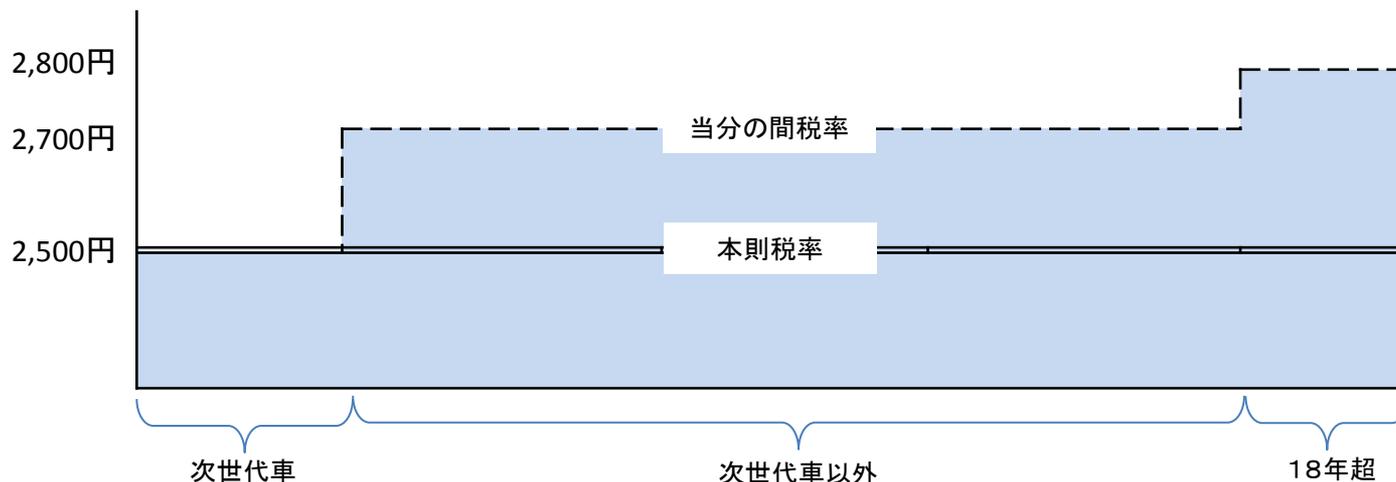
要 望 事 項	政府税制改正大綱の結果 ()内は大綱の該当ページ
「 一 般 要 望 事 項 」	
4. 優遇措置の恒久化	
(1) 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の恒久化	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度税制改正法案が11月30日に成立し、中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置について割増率を100分の12(改正前100分の16)に引き下げた上、その適用期限を平成27年3月まで3年延長するとされた。※
(2) 特定資産の買換え特例措置の恒久化	<ul style="list-style-type: none"> 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、買換資産の一部見直しを行った上、その適用期限を平成26年12月まで3年延長するとされた。(P47)
(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の恒久化	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を平成26年3月まで2年延長するとされた。(P43)
5. その他	
(1) 民間団体が運営する地域防災・災害対策関連施設について、固定資産税の非課税措置の適用	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税については、住民や企業などの負担感に配慮するとともに、地方財政の根幹をなす税目であることや、いわゆるバブル期から現在までの地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、その間に実施された土地評価方法の変更や負担軽減措置等の制度改正の点検を行い、平成27年度の評価替えまでに、公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行うとされた。(P75)

<今後の「平成24年度税制改正」の流れ>

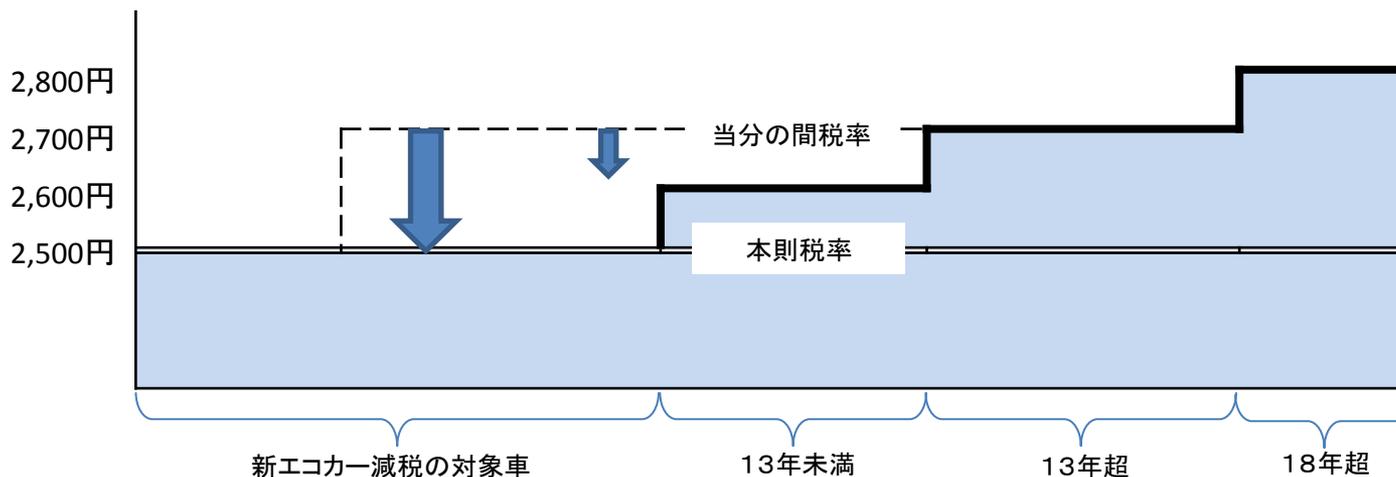
今回発表された「税制改正大綱」に沿った税制改正法案が1月に国会に提出され、順調に審議が進み、年度内(3月まで)に法案が成立すれば、来年度(4月以降)より実施となります。

なお、各項目のうち、末尾に「※」記号が記載されているものは、関連法等が既に成立し、実施が決定しています。

○見直し前(営業用トラック:1トン・年当たり)



○再編後



(注) 車検証の交付の時点において一定の環境性能を有している車(新エコカー減税の対象車)については、本則税率を適用

(注) 平成24年5月1日以降に適用

別表2

エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)・グリーン化特例(自動車税)

○中量車(車両総重量2.5トン超3.5トン以下のトラック)

減免要件	排ガス性能		燃費性能 (2015年度燃費基準)		
			達成	5%超過達成	10%超過達成
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)※1	免税(初回車検:50%軽減・2回目以降:本則税率)				
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制	75%低減 (☆☆☆☆)	50%軽減 (初回車検以降:本則税率)	75%軽減 (初回車検以降:本則税率)	免税 (初回車検:50%軽減) (2回目以降:本則税率)
		50%低減 (☆☆☆)		50%軽減 (初回車検以降:本則税率)	75%軽減 (初回車検以降:本則税率)
ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)	平成21年排ガス規制	NOx・PM +10%低減	50%軽減 (初回車検以降:本則税率)	75%軽減 (初回車検以降:本則税率)	免税 (初回車検:50%軽減) (2回目以降:本則税率)
				50%軽減 (初回車検以降:本則税率)	75%軽減 (初回車検以降:本則税率)

○重量車(車両総重量3.5トン超のトラック)

減免要件	排ガス性能		燃費性能 (2015年度燃費基準)		
			達成	5%超過達成	10%超過達成
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)※1	免税(初回車検:50%軽減・2回目以降:本則税率)				
ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)	平成21年排ガス規制	NOx・PM +10%低減	50%軽減 (初回車検以降:本則税率)	75%軽減 (初回車検以降:本則税率)	免税 (初回車検:50%軽減) (2回目以降:本則税率)
				50%軽減 (初回車検以降:本則税率)	75%軽減 (初回車検以降:本則税率)

特例期間:平成24年4月1日～平成27年3月31日(自動車重量税は平成24年5月1日～平成27年4月30日)

※1の自動車においては、平成24・25年度中に新車新規登録した場合、それぞれ当該年度の翌年度分の自動車税を50%軽減
車齢11年超のディーゼル車等、車齢13年超のガソリン車、LPG車については自動車税税率を概ね10%重課

別表3

衝突被害軽減ブレーキ搭載車に対する減税

減免要件	自動車重量税 (新車新規登録のみ)	自動車取得税
衝突被害軽減ブレーキ搭載車 (8トン超のトラック、13トン超のトラクタ)	50%軽減 (22トン超のトラック、13トン超のトラクタは H26.10.31まで)	取得価額から350万円控除 (22トン超のトラック、13トン超のトラクタは H26.10.31まで)

特例期間 自動車重量税:平成24年5月1日～平成27年4月30日
自動車取得税:平成24年4月1日～平成27年3月31日

別表4

エコカー補助金 <重量車(トラック)>

平成23年度第4次補正予算案に、購入費用の一部を補助する「エコカー補助」が盛り込まれ、以下の要件に合致する新車を購入し、1年間使用する者に対して、補助金が支払われることとなる。

対象は平成23年12月20日～平成25年1月31日に新車新規登録された下記要件を満たす自動車。申請は予算成立後～平成25年2月28日。なお、申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前であっても募集終了となる。

環境要件	小型※1	中型※1	大型※1
2015年度燃費基準達成※2※3	20万円	40万円	90万円

※1「小型」:車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のトラック

「中型」:車両総重量が7.5トンを超え12トン以下のトラック

「大型」:車両総重量が12トンを超えるトラック

※2公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。

※3このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。

別表5

地球温暖化対策のための税の経過措置

		税率(円/ℓ)	上乗せ分	税収額	業界負担増加額
現行(H24.9.30まで)		2円04銭	—	—	—
H24年度(10月1日から半年間)	1/6	2円29銭	+25銭	400億円	20億円
H25年度	1/3	2円29銭	+25銭	800億円	41億円
H26年度	2/3	2円54銭	+50銭	1600億円	82億円
H27年度	2/3	2円54銭	+50銭	1600億円	82億円
H28年度	3/3	2円80銭	+76銭	2400億円	125億円

※業界負担増加額は、営業用トラックの軽油・ガソリン使用料を1650万キロリットルとして推計。

別表6

法人税率の引き下げについて

		現行制度 H24.3.31までに終了する事業年度	改正案 H24.4.1以後に開始する事業年度
普通法人(資本金1億円超の法人)	所得区分なし	30%	25.5%
中小法人(資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得部分	30%	25.5%
	年800万円以下の所得部分	18% (本則 22%)	15% (H27.3.31まで) (本則 19%)
協同組合等	年800万円超の所得部分	22%	19%
	年800万円以下の所得部分	18% (本則 22%)	15% (H27.3.31まで) (本則 19%)